

「上牧町障がい者計画」は、令和 6 年度から令和 11 年度までの 6 年間を計画期間として、障がい福祉の基本的な考え方を設定するために、また「第 7 期上牧町障がい福祉計画」は、令和 6 年度から令和 8 年度までの 3 年間を計画期間として、障がい児者の福祉サービスの目標と見込量確保のための方策を設定するために策定するものです。